

千葉市公告第 6 8 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 本田屋千葉都町店

所在地 千葉市中央区都町三丁目 2 9 番 7 号、外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社リゼム

代表者の氏名 代表取締役 須藤 アイ

住 所 千葉市中央区都町一丁目 5 2 番 1 2 号

名 称 須藤商事有限会社

代表者の氏名 代表取締役 須藤 作一

住 所 千葉市中央区都町七丁目 9 番 3 1 号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名 称：本田屋千葉都町店

所在地：千葉市中央区都町 2 6 番、外

（変更後）名 称：本田屋千葉都町店

所在地：千葉市中央区都町三丁目 2 9 番 7 号、外

（2）大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称：須藤商事有限会社

代表者名：代表取締役 須藤 覚

住 所：千葉市中央区都町 9 8 0 番地

（変更後）名 称：須藤商事有限会社

代表者名：代表取締役 須藤 作一

住 所：千葉市中央区都町七丁目 9 番 3 1 号

4 変更の年月日

令和 2 年 2 月 3 日 ほか

5 変更の理由

(1) 住居表示の変更のため

(2) 住居表示変更及び代表者変更のため

6 届出の年月日

令和3年10月11日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和3年10月29日から令和4年3月1日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで